

令和 8 年 10 月 16 日

各 私 立 学 校 設 置 者
各 私 立 学 校 校 長
(高 ・ 特)

} 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立高等学校等専攻科修学支援金の収入状況届出書等の提出について（通知）

このことについて、令和 8 年 7 月以降の私立高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の審査及び受給資格の認定を行いますので、下記により 令和 8 年 11 月 13 日（金） まで【**必着**】に担当宛て提出してください。

記

1 提出書類

(1) 既に受給資格認定を受けた者

ア 私立高等学校等専攻科修学支援金収入状況届出書（要領様式第 1 号の 1）

イ 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書及び個人番号確認書類貼付用紙

貼付用紙に生計維持者の全員の最新の「個人番号カードの写し」を貼付してください。

※ 封入すること。

注 1) 個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

注 2) 次の場合は、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

- ・ 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合

- ・ 令和 2 年 5 月 25 日前までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、令和 2 年 5 月 25 日前までに変更手続がとられており、令和 2 年 5 月 25 日以後変更を行うべき事由が発生していない場合

ウ (イの書類の提出が困難である場合) 令和 8 年度住民税課税証明書（原本又はコピー）

※ 課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等の額が確認できる書類

エ 多子世帯（3 人以上の子等※の生計維持者に生計を維持されている子等である者）として申請又は届出をする場合は、生計維持者の個人番号カードの写し等又は市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等及び扶養親族申告書（要領様式第 14 号）（以下「扶養確認書等」という。）

※ 生計維持者の扶養親族又は特定親族（前年の合計所得金額が 95 万円以下である者に限る。）である者のうち、生計維持者と続柄が子の者又は生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でない者をいい、市町村民税の扶養親族

に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等も含む。

オ 個人対象要件証明書（要領様式第2号の1又は要領様式第2号の2）

カ 収入状況届出者一覧（要領様式第1号の4）

（2）新たに受給資格認定を受ける者

ア 私立高等学校等専攻科修学支援金受給資格認定申請書（要領様式第1号の1）

イ 国籍・在留資格等の確認書類（いずれも生徒本人のもの）

（ア） 日本国籍の者

住民票の写し（マイナンバーの記載がなく、本籍が省略されていないものであって令和8年7月1日以降発行のもの。原本。コピー不可。）

（イ） 日本国籍以外の者

特別永住者証明書の写し（コピー）、在留カードの写し（コピー）又は住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間の記載があるものに限る。マイナンバーの記載がないものであって令和8年4月1日以降発行のもの。原本。コピー不可。）

※ 在留資格が家族滞在の者であって、日本の小学校、中学校及び高等学校等を卒業しているものは、当該学校の卒業証書の写し又は卒業証明書を併せて提出すること。

ウ 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書及び個人番号確認書類貼付用紙

貼付用紙に生計維持者の全員の最新の「個人番号カードの写し」を貼付してください。

※ 封入すること。

注1）個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

注2）次の場合は、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

- ・ 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合
- ・ 令和2年5月25日前までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、令和2年5月25日前までに変更手続きがとられており、令和2年5月25日以後変更を行うべき事由が発生していない場合

エ （ウの書類の提出が困難である場合）令和8年度住民税課税証明書（原本又はコピー）

※ 課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等の額が確認できる書類

オ 多子世帯として申請をする場合は、扶養確認書等

カ 個人対象要件証明書（要領様式第2号の1又は要領様式第2号の2）

キ 受給資格認定申請者一覧（要領様式第1号の3）

2 留意事項

- （1）収入状況届出書及び受給資格認定申請書は、様式が同一であることから、該当する届出書又は申請書のいずれか一方にチェックを入れること。また、他のチェック欄についても、記入漏れがないことを必ず確認すること。

- (2) 収入状況届出書右上の余白には、収入状況届出者一覧の認定番号を記載すること。
(例：番号が「26-001-01-000-1234」の場合→「26-1234」)
- (3) 受給資格認定申請書右上の余白には、受給資格認定申請者一覧の通し番号を記載すること。
- (4) 届出日又は申請日及び学校受付日が漏れなく記載されていることを確認すること。
- (5) 令和8年7月以降に受給資格の変動事由(転入・転学等)が生じている生徒については、収入状況届出者一覧又は受給資格認定申請者一覧の備考欄に、「変動事由」及び「変動年月日」を記入すること。
- (6) 鉛筆や消せるボールペン、黒又は青以外の色ペンは使用しないこと。
- (7) 住民税課税証明書は、A4用紙貼り付け又はコピーのうえ提出することとし、コピーの場合は印刷が不明瞭でないことを確認すること。

担当：私学振興担当 柴田

TEL：019-629-5041／FAX：019-629-5049

Mail：AH0007@pref.iwate.jp